

動物供養協議会規約

平成27年5月28日 改正

第一章 総 則

- 第 一 条 (名 称) この会は動物供養協議会という。
- 第 二 条 (事務局の所在) この会は事務局を 理事長の所属寺院内に置く。
- 第 三 条 (目 的) この会は、動物供養に際し、生命の尊さを伝え広める活動に努めるとともに、人間と動物の共存のあり方を真摯に考え、ペット葬儀・火葬・埋葬供養の普及により動物を飼っている有無に関わらず双方の理解と協調できる環境作りに努めることを目的とする。
- 第 四 条 (事 業) この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一、動物葬儀の伝道流布
 - 二、動物供養・埋葬の伝道流布
 - 三、埋葬施設の広報活動
 - 四、その他、動物供養全般に関わる活動事業

第二章 会 員

- 第 五 条 (会 員) この会の会員は、次の通りとする。
- 一、寺院会員
役員会で承認され、「憲章」の本分を誓う既成仏教教団に属した寺院及び僧侶
 - 二、一般会員
役員会で承認され、会の目的に賛同後援する企業及び個人
- 第 六 条 (入 会 資 格) 入会を希望する者は、所定の入会届をもって本協議会に申し出、役員会で承認を得なければならない。
- 第 七 条 (退 会) 退会を希望する者は、脱会届をもって本協議会に申し出、役員会で承認を得なければならない。
- 第 八 条 (除 名) 次に該当する時は、役員会の承認を得て除名することができる。
- 一、本協議会の事業活動を妨げる行為、又は名誉毀損する行為があった場合
 - 二、長期に渡り、会費を滞納した場合
 - 三、反社会的組織との関係を認めた場合

- 四、その他、役員会の総意を持って判断した場合
- 第九条(会費) 会員は、細則に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。既納の会費は、会員の脱会、除名の場合においてもこれを返還しない。
- 2 細則に定める入会金及び年会費は、総会の議を経て変更することができる。

第三章 役員

- 第十条(役員) この会に、次の役員を置く。
- 一、理事長 一人 二、副理事長 一人 三、理事 若干人
- 第十一条(顧問相談役) この会に、顧問、相談役を役員会の議を経て理事長が委嘱することができる。
- 第十二条(理事長) 理事長は、総会において寺院会員より選出し、会を代表し、会務を総理する。
- 第十三条(副理事長) 副理事長は、理事の互選によって決める。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第十四条(理事) 理事は、理事長が寺院会員の中から推薦し、総会において承認を得るものとする。
- 2 理事は、会の庶務に携わる。
- 第十五条(会計監査) 会計監査は、総会において選出し、会計を監査する。
- 第十六条(役員の任期及び補充) 役員の任期は、三年とし、再任を妨げない。
- 但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

- 第十七条(会議) この会の会議は、次の通りとする。
- 一、総会 二、役員会
- 第十八条(総会) 総会は、会員をもって構成し、毎年一回開催する。
- 2 総会は、会員の二分の一以上の出席及び委任状をもって成立するものとする。
- 3 臨時総会は役員会又は三分の一以上の会員の要求があれば召集することができる。
- 第十九条(総会付議事項) 総会においては、次の事項を行う。
- 一、理事長の選出
- 二、会計監査の選出
- 三、事業計画および予算
- 四、事業報告および決算
- 五、規約の変更
- 六、その他必要なこと
- 第二十条(議決権) 総会において、会員は各一個の議決権を有するものとする。

- 第二十一条（役員会） 役員会は、理事長、副理事長、理事をもって構成し、毎年一回開催する。臨時役員会は、理事長が臨時緊急の必要がある場合に召集、及び文書で諮問することができる。
- 2 役員会は、会の一切の施策、その他重要事項を協議決定し、その執行の責に任ずる。
- 第二十二条（役員会の付議事項） 役員会においては、次の事項を行う。
- 一、事業及び決算の審議
 - 二、事業計画及び予算の審議
 - 三、地域ブロックの事業計画と活動報告
 - 四、緊急を要する規約の変更
 - 五、その他必要なこと
- 第二十三条（会議の成立） 総会を除く会議は構成員の三分の一以上の出席者をもって成立する。議事は出席者の多数決で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 地域ブロック

- 第二十四条（地域ブロック） この会に、事業活動地域を区分して次の地域ブロックを設け、会員をもって組織する。
- 一、関東ブロック 二、東海ブロック 三、関西ブロック
- 第二十五条（目的と責務） 地域ブロックの目的と責務は次の通りとする。
- 一、会員の独立と主導性を妨げることなく地域の実情に応じた事業の活動を奨励助長する。
 - 二、会員相互の連絡を保ち、協力とともに親睦を図るものとする。
 - 三、会の方針及び計画を鑑み、効果をあらしめると共に、地域ブロック内の状況並びに希望を会に伝達する。
- 第二十六条（委員） 各地域ブロックに、次の委員を置く。
- 一、ブロック長 一人
 - 二、副ブロック長 若干名
- 第二十七条（ブロック長） ブロック長は、地域ブロック内の会員のうちから理事長が委嘱する。
- 2 ブロック長は、必要に応じて地域ブロック会議を招集することができる。
- 第二十八条（地域ブロック会議） 地域ブロック会議は、毎年一回以上開催するものとする。

第六章 会計

- 第二十九条（会計） この会の運営に必要な経費は次の収入をもってあてる。

- 一、寺院会員会費
- 二、一般会員会費
- 三、寄付金
- 四、その他の収入

第三十条（会計年度） この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 付 則

- 第三十一条（規約の変更） この規約は、総会出席会員の二分の一以上の同意を得なければ、変更することができない。
- 第三十二条（施行細則） この規約施行について必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。
- 第三十三条（規約の施行） この規約は、平成27年5月28日から施行する。

細 則

- （発起人会） 本協議会に「発起人会」を設置する。
- 2 「発起人会」は平成20年5月19日開催の『発起人説明会』に出席した現会員をもって構成する。
- 3 「発起人会」は必要に応じ役員会に意見することができる。
- （会 費） 会費は次のとおりとする。
- 一、寺院会員 入会金 30,000円 年会費 20,000円
 - 二、一般会員 入会金 10,000円 年会費 10,000円
- （会員の移行） 平成27年3月31日現在の普通会员のうち、寺院部会会員は寺院会員に石材部会会員及び火葬部会会員は一般会員に移行する。